

平成29年度入札制度の改正点について

H29.2.10

入札監理課

1 総合評価方式の金額区分の見直し

平成20年度から現行の類型金額区分で総合評価方式を実施しているが、震災以降、資材・労務単価の上昇、諸経費等の増加、発注ロットの大型化の傾向があり、それらの状況の変化を踏まえ以下のとおり各類型の金額区分の見直しをする。

類型	改正後（平成29年4月以降）	現行（平成29年3月まで）
標準型 〔技術提案 施工計画 実績〕	5億円以上 ～ WTO対象金額未満	2億円以上 ～ WTO対象金額未満
簡易型 〔施工計画 実績〕	1億円以上 ～ 5億円未満	5千万円以上 ～ 2億円未満
特別簡易型 〔実績〕	3千万円以上 ～ 1億円未満	3千万円以上 ～ 5千万円未満

2 災害復旧工事に対応した総合評価方式 復旧型の新設

災害復旧工事については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づいて災害等緊急随意契約により対応しているが、その対象は真にやむを得ない場合とされる。その上で、東日本大震災以降も大規模な災害が発生しており、応急工事などの迅速な災害対応が求められる工事は、災害等緊急随意契約により対応する一方で、本格的な災害復旧工事では、透明性・公正性等と円滑な発注の両立が求められる。

このため、災害復旧工事は、基本的に原形復旧で工種が少ないこと、また、現場に精通した企業により工事の品質確保が期待できること、地域の安全・安心に寄与することを踏まえ、地域貢献の評価に重点を置き、入札事務手続きを簡素化・迅速化した「復旧型」を新設する。

項目	復旧型（平成 29 年 4 月以降）
対象工事	災害査定を受けて発注する災害復旧工事 ※地域要件が「全国」の発注種別工事は適用対象外とする。
対象金額	3 千万円以上 ～ 5 億円未満
評価項目・配点	工事实績と地域貢献を評価する特別簡易型と同様とする。
入札事務手続き	下記により入札事務手続きを簡素化・迅速化する。 ・落札者決定基準を定める際の学識経験者(2名以上)からの意見聴取は、総合評価技術審査会※での審議により行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※総合評価技術審査会 ・入札参加者からの技術提案書の評価結果について、審査を行う。 ・委員構成は以下のとおり。 出先: 振興局長、振興局次長、出納室長、 農林事務所及び建設事務所の技術系管理職 </div> ・その他要件を付さない工事は、入札参加条件等資格審査会の審議を省略する。
その他	3 千万円未満は条件付一般競争入札(価格競争)とする。 (復旧型も選択可)

【参考】平成 27 年度実績に見直し内容を適用

【件】

		総合評価方式					随意 契約	価格 競争	合計
		標準型	簡易型	特別 簡易型	復旧型	小計			
H27 現行		91	219	307	/	617	446	653	1,716
見 直 し	新基準適用	63	146	408	/	617	※44	653	1,314
	旧 随意契約	41	-	-	221	262	/	140	402
	合計 〈シェア〉	104 〈6%〉	146 〈8%〉	408 〈24%〉	221 〈13%〉	879 〈51%〉	44 〈3%〉	793 〈46%〉	1,716

※ 随意契約について、見直し後も現行の 1 割が応急工事として適用されるものとしてカウント。

3 総合評価方式における評価基準の見直し

(1) 「企業の地域社会に対する貢献度」の見直しについて

【資料 4-1】参照